

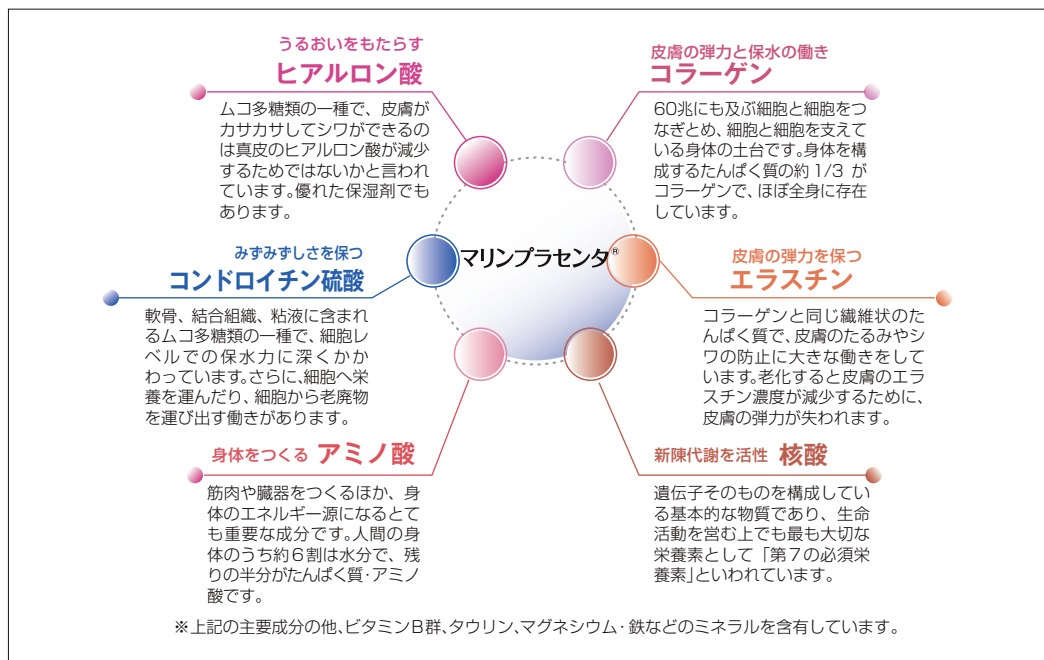
製品概要

(食品原料)

製品名：マリンプラセンタ®

製品略号：MP100

食品原料マリンプラセンタは、天然国産の鮭卵巣膜から独自の製法により抽出・精製した海洋性プラセンタ様物質です。アミノ酸、コラーゲン、コンドロイチン硫酸、ヒアルロン酸、核酸、エラスチンなどを含有した食品原料です。



【トレーサビリティの確立】

- ・天然国産の鮭を由来とし、国内工場で製造しているので生産履歴が追えます。

【安全性データ】

- ・抗生物質、農薬、PCB、重金属、ダイオキシンについては残留検査をしています。
- ・単回経口投与毒性試験
- ・復帰突然変異試験

【エビデンス】

- ・美肌に関する試験（シワ改善、肌弾力改善など）
（条件：サプリメント摂取による評価試験）
- ・血液検査（IGF-1値上昇に伴うアンチエイジング効果）
- ・加速度脈波測定（末梢血液循環改善）
- ・血液検査（更年期障害改善）
- ・毛髪成長促進についての試験研究（育毛効果）
- ・線維芽細胞賦活作用
- ・I型コラーゲン産生促進作用
- ・抗酸化作用

【特許】

- ・肌荒れ改良剤の特許（特許第 3899116 号）…美肌効果の特許
※ 上記日本特許の他、韓国でも特許を取得しています。
- ・IGF-1値上昇剤の特許（特許第 3946238 号）…アンチエイジング効果の特許
※ 上記日本特許の他、韓国でも特許を取得しています。
- ・加速度脈波加齢指数上昇剤の特許（特許第 3946239 号）…末梢血液循環改善の特許
※ 上記日本特許の他、韓国でも特許を取得しています。

【用途】

ドリンク、ゼリー、打錠品、ハードカプセル、ソフトカプセル、チュアブルなどにご利用いただけます。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣膜抽出物の登録商標です。

この他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。